

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 新潟国民年金 事案 1411

### 第1 委員会の結論

申立人の平成17年1月から19年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月から19年3月まで

私は、20歳以降の大学生であった期間、毎年、国民年金の学生納付特例の手続を行ったが、それを知らない私の母は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間が保険料の納付済期間ではなく、学生納付特例期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付してくれたとする母親は、「納付した保険料は娘の分であったかもしれない。」としており、申立期間の保険料納付に関する記憶が定かではない。

また、申立期間は平成9年以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなった頃である上、14年4月からは、国による保険料の直接収納が始まったことにより、さらにその可能性は低くなっている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟厚生年金 事案 1700

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月27日から23年8月1日まで  
A社(現在は、B社)C支店に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間も引き続きA社C支店に勤務していた。」と申し立てているが、B社は、「資料が無いため、申立人が申立期間当時、勤務していたかは不明である。」と回答している上、申立人がA社C支店と一緒に就職したとして氏名を記憶している3人の元同僚のうちの1人は、「申立人がいつ頃退職したかは覚えていない。」と回答しており、ほかの2人からは回答を得ることができない。

また、A社C支店に係る被保険者名簿において、申立期間中に厚生年金保険に加入していたことが確認できる上記元同僚以外の複数の元従業員に照会したものの、いずれの元従業員からも、申立人が申立期間中も引き続き同社C支店に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができず、これらのことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。